

# daily コラム

2017年12月22日(金)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階  
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417  
Email info@kasai-grp.co.jp

## 消費税

### 新規設立は少し慎重に

法人の新規設立にあたっては、特別な事情がない限り、なるべく長く期間をとる方向で事業年度、いわゆる決算期を決めます。その方が、設立から早めに決算期が到来する煩わしさから解放され、落ち着いて経営に専念できるといったメリットがあります。

#### ●思わぬ落とし穴

消費税では、新規設立の場合（資本金又は出資金 1,000 万円以上の法人は除く）には、基準期間がないので設立時の事業年度と翌事業年度は、原則、免税事業者となります。

なお、基準期間とは、その事業年度の前々事業年度で、免税事業者とは、消費税の納税義務のない事業者を言います。

しかしながら、消費税の課税事業者を判定するのは基準期間だけでなく、特定期間の課税売上高で判定する場合があります。

特定期間とは、原則、その事業年度の前年事業年度（設立一期）で、前事業年度開始から 6 か月の期間を言い、そして、その期間の課税売上高が 1,000 万円を超え、かつ、給与等の支払いが 1,000 万円を超えていれば、その事業年度は課税事業者となり、消費税の納税義務を負うこととなります。

設立一期目から好業績が予想される法人

の場合、この特定期間があることで、本来、翌期は免税事業者であると予期されていたにもかかわらず、課税事業者となってしまう可能性があります。

#### ●特定期間の回避策

そこで、それを回避するにはどうしたらよいか、ですが、特定期間の要件を外すこと、すなわち、設立一期の事業年度を「短期事業年度」になるように設定することです。

短期事業年度とは、（1）設立一期の事業年度が 7 か月以下の場合、又は（2）設立一期の事業年度が 7 か月を超え 8 か月未満の場合であって、設立一期開始の日以後 6 か月の期間の末日の翌日からその事業年度終了の日までの期間が 2 か月未満の場合で、これらの期間は、特定期間から除外されています。

なお、設立一期の後半で、特定期間の存在に気づいたときは、上記（2）の要件を満たすように決算期を変更することで翌期に課税事業者となることを回避できる場合もあります。



短期事業年度になるよう決算期の変更もあるのか